

概要版

たんばし
丹波市の

ちいきふくし すいしん
地域福祉を推進する

けいかく
ための計画

だい き たんばしちいきふくしけいかく
第3期丹波市地域福祉計画

たんばしせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく
丹波市成年後見制度利用促進基本計画

たんばしこ ひんこんたいさくすいしんけいかく
丹波市子どもの貧困対策推進計画

たんばししゃかいふくしきょうざいかいちいきふくしすいしんけいかく
丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画

令和3年(2021年)3月

丹波市

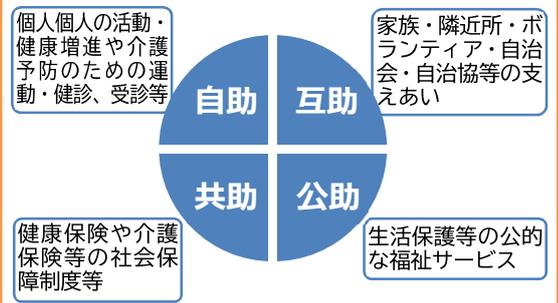
丹波市社会福祉協議会

■第3期丹波市地域福祉計画

地域福祉とは…

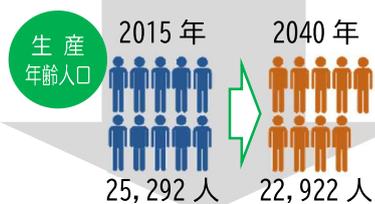
市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心感・充実感をもって暮らすことができるよう
 自助や公助で対応が困難な福祉ニーズ・生活課題を地域内で共有し
 その解決を図るために多様な担い手（市民・地域団体、事業者、行政など）が相互に連携、協力し
 みんなで支える地域社会をめざす取り組み

地域福祉を構成する4つの「助」…



丹波市の地域福祉を取り巻く問題と課題…

生産年齢人口の減少による福祉サービスの担い手不足



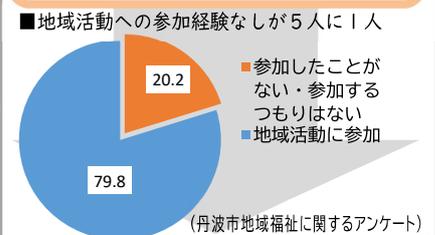
課題 生活支援活動(互助)の推進

暮らしの中の生活課題の複雑化・複合化



課題 包括的、伴走型の支援体制の構築

地域住民の関係性の希薄化



課題 「我が事」意識の醸成

生きづらさ、生活のしづらさ



課題 成年後見制度の利用促進

要支援者の増大と地域資源の不足



課題 社会福祉法人の関わり方と市民の福祉意識の向上

平常時・災害発生時における地域での防災・減災対策



課題 高齢者や障がい者等の災害時要援護者にかかる避難支援対策

問題と課題の解決に向けた取り組み…

地域包括ケアシステムをさらに推進・発展させた

「地域共生社会」の実現



*地域包括ケアシステムとは…

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制

*地域共生社会とは…

高齢者や障がいのある人、子ども等のすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことを目指す社会

地域福祉を推進する2つの計画…

- ◆ 地域共生社会の実現に向け、次の2つの計画を車の両輪として推進していきます。

第3期丹波市地域福祉計画

「地域福祉計画」は市全体の理念や仕組みをつくる計画

丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画

「地域福祉推進計画」は地域住民や地域の団体が連携して推進する社会福祉協議会の活動・行動計画

*法的根拠

- ・地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定されている市の行政計画
- ・地域福祉推進計画は、社会福祉法第109条の規定に基づき、民間組織である社会福祉協議会が策定する計画

*計画の期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間

第3期丹波市地域福祉計画の概要…

◆まちづくりの目標とめざす暮らしの姿

■まちづくりの目標■ 第2次丹波市総合計画 施策目標1-3

市民相互が支え合う地域共生社会をめざそう

■めざす暮らしの姿■ 丹波市まちづくりビジョン まちづくりの方向性(第2)

住み慣れた地域に住み続ける生活スタイル

基本理念は、計画の根底に置かれた考え方

■基本理念■

①市民一人ひとりが主体のまち たんば【自助】

〔健康づくり・介護予防・生きがいづくりなど私たち一人ひとりができることを考えます〕

②集い・支えあい暮らし続けられるまち たんば【互助】

〔超高齢・少子社会に、地域資源を活かした様々な支援活動を通じ、生まれてから看取りまで丸ごと支える、みんながつながる福祉コミュニティを創ります〕

③孤立を許さない福祉基盤・サービスのあるまち たんば【共助・公助】

〔生きづらさ、生活のしづらさ等丸ごと受け止める仕組みをつくります〕

■第3期丹波市地域福祉計画

第3期丹波市地域福祉計画の概要…

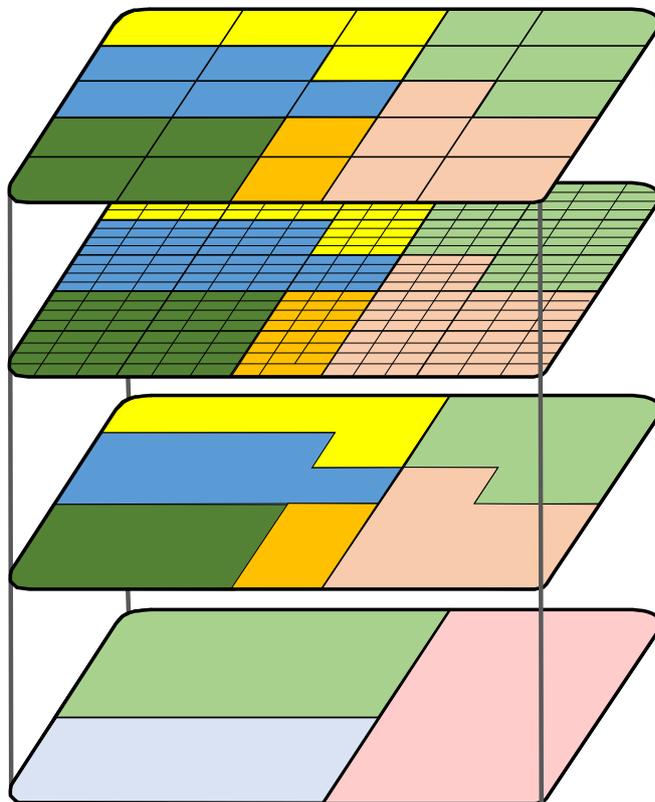
◆地域福祉に関する「圏域」の捉え方

- ◆ 地域福祉を推進していく対象エリアは、市内全域ですが、地域内における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、きめ細かに対応していくには、一定の範囲とする「圏域」の設定が必要となります。
- ◆ 本市では、福祉に関して独自に地域福祉を推進する層を次のとおり設定しています。

- ① 25の地区（市民活動エリア）：自治協とそれを補完しあう「自治会」組織から成り、地域コミュニティ機能を担うエリア
- ② 6つの地域※（日常生活圏域）：市役所の各支所、丹波市社協の各支所、社会福祉法人及び病院など、生活サービス機能を担い、「まち」を構成する様々な地域資源が配置された地域。それぞれの地域※によって特性が異なる。
- ③ 3つの圏域（地域の連携を補完する3つの圏域）：地域※を包括する圏域（西部・南部・東部の3圏域）。各圏域には、地域包括支援センターをそれぞれ設置
- ④ 市域

なお、※のついている「地域」は旧町域を表します。

■地域福祉計画における圏域イメージ図



地区 (25)

「地域福祉を推進する圏域」
地域づくりや地区生活支援活動
エリア

自治会 (299)

「地縁団体の地域福祉活動圏域」
自治会、民生委員・児童委員や隣近
所による声掛け・見守り活動エリア

地域 (6)

「日常生活圏域」(旧町単位)
多職種、多機関の連携エリア

圏域 (3)

「地域の連携を補完する3つの圏域」
地域包括支援センター及びよろ
ずおせっかい支縁センター設置
エリア【西部(氷上・青垣)・南部
(柏原・山南)・東部(春日・市島)】



第3期丹波市地域福祉計画の概要…

◆施策の展開（重視する視点とめざす目標、その取り組みの方向性）

★：重点施策

重要視点	基本目標	基本的な施策の方向性
地域を基盤とした多職種、多機関の連携強化	地域丸ごとの連携強化・拡大	★ライフステージに対応した自立支援活動の充実強化 ◆地域特性を活かした介護・福祉分野における多職種・多機関の連携と協働 ◆医療介護連携の促進による介護予防、重症化防止及び地域生活支援の充実
地域づくり	福祉コミュニティとしての地域づくりの推進	★自治協による支えあい推進体制の整備と活動の充実 ◆介護予防・健康づくりへの市民参加の促進 ◆見守り活動の充実・社会参加の機会と場づくり ◆支えあい活動の実践 ◆民生委員・児童委員との協働体制の構築 ◆多種多様な支え手との協働
人権擁護	ライフステージに対応した権利擁護支援体制の充実	◆虐待防止及び対応充実のための体制整備 ★権利擁護ニーズに対する支援体制の充実 ◆成年後見制度を活用した権利擁護支援の促進
人づくり	住民の福祉意識を高め地域福祉の担い手として育成 福祉に関わる人材の確保・育成	◆住民の福祉意識の高揚 ◆住民による地域福祉活動の支援 ◆福祉教育の充実 ◆福祉現場の魅力アップと職場定着支援 ◆多様な施策による人材確保 ◆研修体制の充実による人材育成の強化 ◆業務改善による効率化と安全性向上の推進
公益活動	社会福祉法人の地域における公益的な取組みの促進	◆丹波市社会福祉法人連絡協議会の活性化 ◆法人資源を活かした地域への働きかけ ◆地域公益活動を通じた社会福祉法人等の見える化
福祉基盤づくり	包括的な支援体制を進めるために必要な福祉基盤の整備	★総合的かつ伴走型相談支援体制の整備 ◆社会福祉サービス等の適正な利用促進 ◆隣保館運営事業の推進 ◆社会福祉施設等の適正な管理運営 ◆社会福祉制度や事業の認知度、理解度の向上 ◆ユニバーサルデザインの推進
防災・減災	災害時要援護者への支援	◆災害時要援護者の把握と名簿更新 ◆災害時における個別支援計画の作成と共有化 ◆平常時における災害への備え（訓練・意識） ◆高齢者及び障がい者施設における避難確保計画及び業務継続計画の作成

用語解説

- ・ **互助**：家族・近隣・友人・クラブ活動仲間など、個人的な関係性や地域でのつながりを持つ人間同士が助けあい、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決しあう力。相互に支えあっているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。
- ・ **丹波市まちづくりビジョン**：2035年頃の本市の『都市機能や機能配置などのあり方を示した都市構造』とその時の『丹波市民の暮らしの姿』を描いた未来予想。



■ ■ 丹波市成年後見制度利用促進基本計画

計画の概要…

- ◆ 認知症高齢者や障がいのある人などの権利が守られるよう支援し、住み慣れた地域の中で、その人が望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、成年後見に関する施策を総合的・計画的に推進するための計画
- ◆ 計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間

*法的根拠

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく計画

*計画の位置づけ

「第3期丹波市地域福祉計画」と一体的に策定し、「第8期丹波市介護保険事業計画」及び「第6期丹波市障がい者基本計画」と連携

今後の取り組み…

- ◆ 成年後見制度の利用しやすさの向上
- ◆ 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実
- ◆ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- ◆ 後見人等の担い手の確保
- ◆ 成年後見制度の普及・啓発と不正の防止



■ ■ ■ 丹波市子どもの貧困対策推進計画

計画の概要…

- ◆ 本市の将来を担う子どもたちが夢をもち、いきいきと輝くことができるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策に関する施策を総合的・計画的に推進するための計画
- ◆ 計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間

*法的根拠

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する市町村計画

*計画の位置づけ

「第3期丹波市地域福祉計画」と一体的に策定し、「第2期丹波市子ども・子育て支援事業計画」と連携

今後の取り組み…

- ◆ **教育の支援**（幼児教育・保育に係る無償化等の経済的負担の軽減及び幼児教育・保育の質の向上、スクールソーシャルワーカーの配置、教育カウンセリング事業等）
- ◆ **生活の支援**（子育て包括支援センターによる相談支援に伴う困窮家庭の早期把握、早期支援、子育てピアサポーターによる相談支援、「地域食堂・こども食堂」の実施等）
- ◆ **保護者に対する就労の支援**（ひとり親の就労支援、親の学びなおしの支援、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援、就労支援等）
- ◆ **経済的支援**（児童手当・児童扶養手当等の支給、医療費の助成）
- ◆ **多分野が連携する包括的な支援**（庁内連携体制の構築、要保護児童対策地域協議会（たんば子ども安心ネット）との連携、地域の団体等とのネットワークづくり）



